

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成28年7月21日(2016.7.21)

【公開番号】特開2015-74290(P2015-74290A)

【公開日】平成27年4月20日(2015.4.20)

【年通号数】公開・登録公報2015-026

【出願番号】特願2013-210431(P2013-210431)

【国際特許分類】

B 6 0 N 2/44 (2006.01)

B 6 0 N 2/68 (2006.01)

【F I】

B 6 0 N 2/44

B 6 0 N 2/68

【手続補正書】

【提出日】平成28年6月6日(2016.6.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車幅方向に隣接する別体の第1および第2シートバックと、車体の床面を形成するリヤフロアパネルに固定され第1および第2シートバックの境界で第1および第2シートバックを回転自在に連結するヒンジとを備えたシートバック連結構造において、

第1シートバックの前記境界に面する側端面に固定され第2シートバックに向かって車幅方向に突出し前記ヒンジを介して第2シートバックの側端面に挿入される長尺状のピンと、

前記ピンの周囲に形成された係止溝と、

第2シートバックに固定されていて前記ピンに対して直交する方向から接近して前記係止溝に係合することで第1および第2シートバックを相互に対して位置決めする係止プラケットとをさらに備えることを特徴とするシートバック連結構造。

【請求項2】

前記係止プラケットは、第2シートバックの前面または後面に固定され車幅方向に延びる第1部位と、第1部位から湾曲または屈曲して前記ピンの係止溝に到達する第2部位とを含むことを特徴とする請求項1に記載のシートバック連結構造。

【請求項3】

前記係止溝は、第2シートバックと前記ヒンジとの間に位置していることを特徴とする請求項1または2に記載のシートバック連結構造。

【請求項4】

前記係止溝は、第2シートバックよりも前記ヒンジに近い位置にあることを特徴とする請求項3に記載のシートバック連結構造。

【請求項5】

前記係止溝は、第2シートバックの内部に位置していて、

前記係止プラケットは、第2シートバックの内部に差し込まれ前記係止溝に係合することを特徴とする請求項1または2に記載のシートバック連結構造。

【請求項6】

当該シートバック連結構造は、第2シートバックの前記境界に面する側端面から下端面

にかけての角部に取付けられる互いに直交する第1壁面および第2壁面を有するシートバックプラケットをさらに備え、

第1壁面には、前記ピンが車幅方向に沿って挿入される挿通孔が形成されていて、

第2壁面には、前記係止プラケットを第2壁面に固定する固定部材が、前記ピンと直交する車両前後方向に沿って挿入される固定孔が形成されていることを特徴とする請求項1から5のいずれか1項に記載のシートバック連結構造。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

上記課題を解決するために、本発明にかかるシートバック連結構造の代表的な構成は、車幅方向に隣接する別体の第1および第2シートバックと、車体の床面を形成するリヤフロアパネルに固定され第1および第2シートバックの境界で第1および第2シートバックを回転自在に連結するヒンジとを備えたシートバック連結構造において、第1シートバックの境界に面する側端面に固定され第2シートバックに向かって車幅方向に突出しヒンジを介して第2シートバックの側端面に挿入される長尺状のピンと、ピンの周囲に形成された係止溝と、第2シートバックに固定されていてピンに対して直交する方向から接近して係止溝に係合することで第1および第2シートバックを相互に対して位置決めする係止プラケットとをさらに備えることを特徴とする。